

衆議院 法務委員會 議 録 第 十 号

平成十一年五月十一日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 杉浦 正健君

理事 橘 康太郎君

理事 山本 幸三君

理事 坂上 富男君

理事 上田 勇君

理事 奥野 誠亮君

理事 河村 建夫君

理事 小杉 隆君

理事 笹川 泰君

理事 宮腰 光寛君

理事 枝野 幸男君

理事 漆原 良夫君

理事 権藤 恒夫君

理事 保坂 展人君

出席政府委員

法務大臣官房長 但木 敬一君

法務省刑事局長 松尾 邦弘君

委員外の出席者

参議院議員 清水嘉子君

参議院議員 円より子君

参議院議員 大森 礼子君

参議院議員 吉川 春子君

参議院議員 清水 澄子君

参議院議員 平野 貞夫君

参議院議員 堂本 曉子君

法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の異動

五月十一日

辞任

加藤 紘一君

補欠選任

宮腰 光寛君

菅 義偉君 桜井 郁三君
渡辺 喜美君 小島 敏男君
同日
小島 敏男君 渡辺 喜美君
桜井 郁三君 菅 義偉君
宮腰 光寛君 加藤 紘一君

辞任

補欠選任

菅 義偉君

加藤 紘一君

五月十一日

組織的犯罪対策法制定反対に関する請願(松本善明君紹介)(第三二二四号)

法制審議会の公開に関する請願(中川智子君紹介)(第三二二五号)

同(生方幸夫君紹介)(第三二二九号)

法制審議会委員の一般国民採用に関する請願(中川智子君紹介)(第三二二六号)

同(生方幸夫君紹介)(第三二二七号)

子供の視点からの少年法論議に関する請願(中川智子君紹介)(第三二二七号)

裁判所書記官制度を守り、司法の充実・強化に関する請願(保坂展人君紹介)(第三二二八号)

同(保坂展人君紹介)(第三二二九号)

テロ事件再発防止に関する請願(北沢清功君紹介)(第三二二九号)

本日の会議に付した案件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(参議院提出、参法第一四号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員清水嘉子君。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○清水(憲)参議院議員 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成六年に批准されました児童の権利に関する条約では、児童はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護されることが定められております。

しかしながら、国内における援助交際あるいは東南アジアにおける買春ツアーのように、対価を供与して児童と性交等を行うことが社会問題となっており、また、児童の性的な姿態を描写した写真、ビデオテープ等の製造及び販売も問題となっており、立法によつてこれらの行為を厳しく処罰しております。しかしながら、我が国の現行の法律では、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪またはわいせつ図画頒布罪によつて一定範囲で処罰されることはありますが、対価を供与して児童と性交等を行うことは、十三歳以上の者に対しては暴行または脅迫を用いない場合には原則として処罰対象にはなっておりませんし、児童の性的な姿態を描写した写真等であつて諸外国においては児童ポルノとして取り締まられているものすべてが刑法上のわいせつ図画に該当するものではないのが現状であります。

そこで、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、児童の保護のための措置等を定めるこの法律案を提案した次第でございます。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律で保護される児童を、十八歳未満の者としております。

第二は、児童買春の処罰であります。児童等に対価を供与して児童と性交、性交類似行為または自己の性的好奇心を満たす目的で児童の性器等、すなわち性器、肛門または乳房をさわり、もしくは児童に自己の性器等をさわることを児童買春として処罰するとともに、児童買春の周旋や周旋目的での勧誘を処罰することとしております。

第三は、児童ポルノに係る行為の処罰であります。児童ポルノとは、写真、ビデオテープその他の物であつて、児童を相手方とするもしくは児童による性交もしくは性交類似行為に係る児童の姿態、他人が児童の性器等をさわる行為もしくは児童が他人の性器等をさわる行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させもしくは刺激するものまたは衣服の全部もしくは一部をつけない児童の姿態であつて性欲を興奮させもしくは刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したものをいい、児童ポルノの頒布、販売、業としての貸与、公然陳列またはこれらの目的での製造等を処罰することとしております。

第四は、児童の人身売買の処罰であります。児童を児童買春における性交等の相手方とさせまたは児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、児童を売買した者等を処罰することとしております。

第五は、捜査及び公判における配慮等でありま

す。この法律で処罰される犯罪の事件の捜査及び公判に職務上関係のある者は、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならないこととしております。

第六は、記事等の掲載等の禁止であります。氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により児童がこの法律で処罰される犯罪の事件に係る者であることを推知することができような記事もしくは写真または放送番組の出版物への掲載または放送を禁ずることとしております。

第七は、児童の保護のための措置であります。児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、関係行政機関は、必要な保護のための措置を適切に講ずるものとしております。また、このような児童の保護を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、国及び地方公共団体は、必要な体制の整備に努めるものとしております。

第八は、国際協力の推進であります。国は、この法律で処罰される犯罪の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進等の国際協力の推進に努めるものとしております。

第九は、検討事項であります。児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○杉浦委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時六分散会

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をいふ。以下同じ。)を好意心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳房をいふ。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいふ。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いて

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものの

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本

邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。(罰則規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、

児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるとする記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができ、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれていた環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと

と等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二章に規定する罪」の下に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪」を加

える。

第三十条第一項、第三十一条の五及び第三十条の六第二項第二号中「若しくは売春防止法第二章に規定する罪」を「売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪」に改める。

第三十五条中「又は第百七十五条の罪」を「若しくは第百七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七條の罪」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「基く」を「基づく」に、「第三條第一項」を「同條第一項」に改め、同條に次の一号を加える。

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪

(検討)

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年五月十四日印刷

平成十一年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F